

愛知医療学院短期大学

奨学金「夢サポート奨学金A」細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛知医療学院短期大学奨学金（「夢サポート奨学金A」「利子補給奨学金」）規程の規定に基づき、「夢サポート奨学金A」の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 「夢サポート奨学金A」を受けることができる者は、以下の条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学卒業年次在籍者で、学力・人物ともに優れ、学業継続の意志が固い者とする
 - ①学力基準：平成28年度以降の入学者は2年間のGPA平均が3.0以上であること。
平成27年度以前の入学者は、2年間の成績をS：4、A：3、B：2、C：1で合計し修得した科目数で除した数が3.0以上であること。
 - ②修業年限を超えた者は、病気・留学など特別な理由があると認められる場合を除き対象とならない。
- (2) 家計の急変等の場合、生計を共にする者の合計収入が400万円以内であること。

(奨学生の責務)

第3条 「夢サポート奨学金A」の奨学生は以下の責務を負う。

- (1) 奨学生として一層学業に励み、他の学生の見本となる社会人を目指す。
- (2) 奨学生に採用された場合、学長名の表彰状を授与すると共に、氏名および成果・業績等を学内外に公表する。
- (3) 学長が指定する施設において2年間勤務する。
- (4) 上記施設での勤務が2年未満の場合は次の奨学金を返還する。
 - ・勤務した期間が1年未満の場合は、給付を受けた奨学金の全額を返還する。
 - ・勤務した期間が2年未満の場合は、給付を受けた奨学金の1/2を返還する。

(奨学金の返還)

第4条 「夢サポート奨学金A」の奨学生は以下の場合に返還する。

- (1) 退学・休学・留年した場合
- (2) 理学療法士・作業療法士免許を取得できなかった場合
- (3) 本学が指定する施設に就職しなかった場合
- (4) 懲戒処分等学長が返還を求めた場合

(その他)

第5条 その他必要な事項は、法人運営会議で審議する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。